

法人税関係法令の改正のあらまし

(金融取引・外貨建取引関係)

平成12年4月

国 税 庁

平成12年度税制改正において売買目的有価証券・デリバティブ取引等の期末時価評価及びヘッジ処理の導入、外貨建取引に関する規定の整備等が行われ、平成12年4月1日以後開始する事業年度(以下「改正事業年度」といいます。)から適用されることになりました。

(注)このパンフレットは、平成12年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 有価証券の譲渡損益の計上時期及び計算方法が改正されました。

(1) 有価証券を譲渡した場合には、原則として約定日(取引日)において、譲渡対価の額から原価の額を控除した金額を益金の額又は損金の額に算入することとされました。

(注)平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、売買目的有価証券以外の有価証券の譲渡について、そのすべてを引渡基準によっているときは、これまでどおり引渡基準による処理が認められます。

(2) 有価証券の範囲に、銀行・信託会社等の貸付債権信託の受益権(信託契約時の受益者が委託者であるものに限ります。)及び外国法人以外の者が発行する譲渡性預金証書をもって表示される金銭債権が追加されました。

(3) 有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券及びその他有価証券の区分ごとに、かつ、その銘柄を同じくするものごとに、移動平均法又は総平均法により算出することとされました。この場合の区分の基準は、次のとおりです。

【改正事業年度以後取得するもの】

<p>売買目的有価証券 (企業支配株式に該当するものを除きます。)</p>	<p>① 短期的な価格変動を利用して利益を得る目的(以下「短期売買目的」といいます。)で行う取引に専ら従事する者が、短期売買目的でその取得の取引を行った有価証券 ② 短期売買目的で取得したものとして、その取得の日に「売買目的有価証券」等の勘定科目により区分した有価証券(①に該当するものを除きます。) ③ 短期売買目的の有価証券を取得する金銭の信託(合同運用信託、証券投資信託等を除きます。以下同じ。)として、信託財産となる金銭を支出した日に区分した金銭の信託のその信託財産に属する有価証券</p>
<p>満期保有目的等有価証券</p>	<p>① 償還期限の定めのある有価証券(売買目的有価証券に該当するものを除きます。)のうち、その償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券 ② 企業支配株式(法人の特殊関係株主等がその法人の発行済株式の総数又は出資金額の20%以上に相当する数の株式又は出資を有する場合におけるその特殊関係株主等の有する株式又は出資をいいます。以下同じ。)</p>
<p>その他有価証券</p>	<p>上記以外の有価証券</p>

なお、改正事業年度開始の時に有する有価証券については、次の基準により区分します。

【改正事業年度開始の時に有しているもの】

売買目的有価証券	① 旧租税特別措置法第67条の9第1項に規定する金融機関等の特定取引勘定に属する有価証券 ② 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定に属する有価証券 ③ 短期売買目的で保有しているものとして、「売買目的有価証券」等の勘定科目により区分した有価証券（平成12年3月31日以前6か月以内に銘柄を同じくする有価証券の取得及び譲渡の実績のないもの並びに上記①及び②に該当するものを除きます。） ④ 短期売買目的の有価証券を取得する金銭の信託として区分した金銭の信託のその信託財産に属する有価証券（平成12年3月31日以前6か月以内にその信託財産に属する有価証券の取得及び譲渡の実績がない場合を除きます。）
満期保有目的等有価証券	① 償還期限まで保有する目的で保有しているものとして、「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券 ② 改正事業年度開始の時に企業支配株式に該当する有価証券
その他有価証券	上記以外の有価証券

- (注) 1 有価証券を取得した場合には、その取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（仮決算による中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出ることとされています。なお、改正事業年度開始の時に保有する有価証券については、改正事業年度開始の日にその有価証券を取得したものとしてこの届出に関する規定が適用されます。
- 2 有価証券の上記区分の変更は、Ⅰ欄の有価証券についてⅡ欄の事実が生じた場合に限られるとともに、Ⅱ欄の事実が生じた時においてⅠ欄の有価証券をⅢ欄の価額で譲渡し、かつ、Ⅳ欄の有価証券をⅢ欄の価額で取得したものとみなして所得計算を行うこととされました。

Ⅰ 変更前の区分	Ⅱ 変更事由	Ⅲ 譲渡等の価額	Ⅳ 変更後の区分
売買目的有価証券	企業支配株式に該当することとなったこと	時 価	満期保有目的等有価証券
	短期売買目的の有価証券の売買を行う業務（以下「短期売買業務」といいます。）の全部を廃止したこと	時 価	満期保有目的等有価証券 その他有価証券
満期保有目的等有価証券（企業支配株式に該当するものに限りません。）	企業支配株式に該当しないこととなったこと	帳簿価額	売買目的有価証券 その他有価証券
	企業支配株式に該当することとなったこと	帳簿価額	満期保有目的等有価証券
その他有価証券	法令の規定に従って新たに短期売買業務を行うこととなったことに伴い、その他有価証券を短期売買業務に使用することとなったこと	時 価	売買目的有価証券

- (4) このほか、有価証券の取得価額等について改正が行われています。

2 売買目的有価証券について期末時価評価を行う等の改正が行われました。

- (1) 売買目的有価証券は期末において時価評価し（時価法）、洗替方式により評価損益を益金の額又は損金の額に算入することとされました。
- (2) 売買目的外有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券をいいます。）は、その期末帳簿価額をもって期末評価額とされます（原価法）。ただし、償還期限及び償還金額の定めのあるもの（転換社債を除きます。）は、帳簿価額と償還金額との差額のうち当期に配分すべき金額をその帳簿価額に加算又は減算した金額を期末帳簿価額（いわゆるアキュムレーション又はアモチゼーションをした金額）とし、その加減算額を益金の額又は損金の額に算

入することとされました（償却原価法）。

- (3) 上場有価証券の評価方法として認められていた低価法が廃止されました。なお、改正事業年度の直前の事業年度において計上した低価法の評価損の額については、取戻益を計上しないこととされています。

改正前			改正後		
有価証券の区分	有価証券の評価方法		有価証券の区分	帳簿価額	期末評価
上場有価証券（企業支配株式を除きます。）	総平均法 又は 移動平均法	原価法 又は 低価法	売買目的有価証券	移動平均法 又は 総平均法	時価法
上場有価証券（企業支配株式） 及び 非上場有価証券	総平均法 又は 移動平均法	原価法	売買目的外有価証券 満期保有目的等有価証券 其他有価証券		原価法（償還期限及び償還金額の定めのあるものについては償却原価法）

（注）改正後における法定の一単位当たりの帳簿価額の算出方法は、移動平均法となっています。

3 期末未決済の有価証券の空売り等については、決済をしたものとみなして所得計算を行うこととされました。

- (1) 期末において未決済となっている有価証券の空売り、信用取引、発行日取引又は売買目的有価証券の取得を目的とする有価証券の引受けがある場合には、期末に決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額を、洗替方式により益金の額又は損金の額に算入することとされました。
- (2) 信用取引及び発行日取引（いずれも買付けに限ります。）により有価証券を取得した場合（5(1)の繰延ヘッジ処理の適用を受ける場合を除きます。）には、取得の時に対価として支払った金額とその取得した有価証券の時価との差額は、その取得の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました。この場合、その取得した有価証券は、時価で取得したものとされます。

4 期末未決済のデリバティブ取引については、決済をしたものとみなして所得計算を行うこととされました。

- (1) 期末において未決済となっているデリバティブ取引（外貨建資産等の金額の円換算額を確定させる先物外国為替契約等に基づくもの及び金利スワップ取引等のうち一定の要件を満たすものを除きます。）がある場合には、期末に決済をしたものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額を、洗替方式により益金の額又は損金の額に算入することとされました。

（注）1 「デリバティブ取引」とは、金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引をいい、次に掲げる取引がこれに該当します。

- | | | |
|-----------------|---------------|-------------------|
| ① 金利先渡取引 | ⑧ オプション取引 | ⑮ 有価証券店頭指数等先渡取引 |
| ② 為替先渡取引 | ⑨ 選択権付債券売買 | ⑯ 有価証券店頭オプション取引 |
| ③ 直物為替先渡取引 | ⑩ 有価証券先物取引 | ⑰ 有価証券店頭指数等スワップ取引 |
| ④ 店頭金融先物取引 | ⑪ 有価証券指数等先物取引 | ⑱ 金融先物取引等 |
| ⑤ 商品デリバティブ取引 | ⑫ 有価証券オプション取引 | ⑲ 先物外国為替取引 |
| ⑥ クレジットデリバティブ取引 | ⑬ 外国市場証券先物取引 | ⑳ ①から⑱に類似する取引 |
| ⑦ スワップ取引 | ⑭ 有価証券先渡取引 | |

2 「外貨建資産等の金額の円換算額を確定させる先物外国為替取引（為替予約）」とは、先物外国為替取引（為替予約）の契約のうち外貨建資産等の決済に伴って授受する外国通貨の金額の円換算額を確定させるもの又は直先フラット型若しくは為替予約型の通貨スワップ取引の契約をいいます。この場合の直先フラット型の通貨スワップ取引とは、通貨スワップ取引のうち契約時に授受する外貨元本額の円換算額と契約期間満了時に授受する外貨元本額の円換算額とが同額となっているものをいい、為替予約型の通貨スワップ取引とは、

契約期間満了時に授受する外貨元本額の円換算額と契約期間満了日を実行日とする為替予約の予約レートにより外貨元本額を円換算した金額とが同額となっているものをいいます。

3「金利スワップ取引等のうち一定の要件を満たすもの」とは、金利スワップ取引及び金利キャップ取引等のうち次の要件を満たすものをいいます。

- ① 金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失の額（以下「金利変動損失額」といいます。）を減少させるために行った取引であること。
- ② その取引を行った日において、ヘッジ対象資産等の種類、名称、金額、金利変動損失額を減少させようとする期間、金利変動損失を減少させるためにその取引を行った旨、その取引を事業年度終了の時に決済したものとみなさない旨その他参考となるべき事項をその取引に関する帳簿書類に記載したこと。
- ③ その取引の当事者がその取引の元本として定めた金額とヘッジ対象資産等の金額とがおおむね同額であること。
- ④ その取引を行う期間の終了の日とヘッジ対象資産等の償還等の期日がおおむね同一であること。
- ⑤ その取引の金利に相当する額の計算の基礎となる指標とヘッジ対象資産等から生ずる金利の計算の基礎となる指標とがおおむね一致していること。
- ⑥ その取引の金利に相当する額の受取又は支払の期日とヘッジ対象資産等から生ずる金利の支払又は受取の期日とおおむね一致していること。
- ⑦ その取引の金利に相当する額がその取引を行う期間を通じて一定の金額又は特定の指標を基準として計算されること。

(2) デリバティブ取引により金銭以外の資産を取得した場合（5(1)の繰延ヘッジ処理の適用を受ける場合を除きます。）には、取得の時に対価として支払った金額とその取得した資産の時価との差額は、その取得の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました。この場合、その取得した資産は、時価で取得したものとされます。

5 繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理が導入されました。

(1) 繰延ヘッジ処理

資産（売買目的有価証券を除きます。）若しくは負債の価額又は受払が予定される金銭の額の変動に伴って生ずるおそれのある損失の額を減少させるためにデリバティブ取引等を行った場合（デリバティブ取引等を行った日に、ヘッジ目的で行った旨並びにヘッジ対象資産等及びデリバティブ取引等の明細等を帳簿書類に記載した場合に限ります。）において、事業年度終了の時までの間においてヘッジ対象資産等につき譲渡等がなく、かつ、ヘッジとして有効であると認められるときは、デリバティブ取引等の利益額又は損失額のうちヘッジとして有効である部分の金額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入しないこととされました。

(注) 1「デリバティブ取引等」とは、デリバティブ取引、有価証券の空売り、信用取引、発行日取引及び期末時換算法により換算する外貨建資産等を取得・発生させる取引をいいます。

2「ヘッジ対象資産等及びデリバティブ取引等の明細等」とは、ヘッジ対象資産等及びヘッジ手段であるデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ期間その他参考となるべき事項をいい、ここでの「帳簿書類」とは、ヘッジ対象である資産若しくは負債の取得若しくは発生に関する帳簿書類又はデリバティブ取引等の契約の締結等に関する帳簿書類をいいます。

3「ヘッジとして有効である」とは、有効性判定における有効性割合がおおむね百分の八十から百分の百二十五となっている場合をいいます。

4「有効性判定」とは、デリバティブ取引等がヘッジとして有効であるか否かの判定をいい、期末時及びデリバティブ取引等の決済時に、デリバティブ取引等の利益額又は損失額とヘッジ対象資産等の価額等の変動額とを比較する方法により行うこととされています。また、「有効性割合」とは、有効性判定におけるデリバティブ取引等の利益額又は損失額とヘッジ対象資産等の価額等の変動額との比率をいいます。ただし、金利の変動、外国為替相場の変動等の特定の事由（以下「特定事由」といいます。）によるヘッジ対象資産等の価額等の変動に伴って生ずるおそれのある損失のみを減少させる目的でデリバティブ取引等を行

った場合において、デリバティブ取引等を行った日に、特定事由に関するヘッジである旨及び特定事由を帳簿書類に記載したときは、その特定事由によるヘッジ対象資産等の価額等の変動額のみを対象として有効性判定及び有効性割合の計算を行うこととされています。

5 「デリバティブ取引等の利益額又は損失額のうちヘッジとして有効である部分の金額」とは、期末時又はデリバティブ取引等の決済時の有効性判定における有効性割合がおおむね百分の八十から百分の百二十五までとなっている場合には、その有効性判定におけるデリバティブ取引等の利益額又は損失額に相当する金額をいいます。また、その有効性割合がおおむね百分の八十から百分の百二十五までの範囲内となっていない場合には、有効性割合がその範囲内であった直近の有効性判定におけるデリバティブ取引等の利益額又は損失額をいいます。

なお、デリバティブ取引等を行った日に、有効性割合がおおむね百分の百から百分の百二十五までとなった場合の百分の百からその有効性割合までの部分に相当する金額（以下「超過差額」といいます。）をその生じた日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する旨を帳簿書類に記載した場合には、有効性判定におけるデリバティブ取引等の利益額又は損失額からその超過差額を控除した後の金額がヘッジとして有効な部分の金額となります。

6 繰延ヘッジ目的のデリバティブ取引等で改正事業年度開始の時に未決済のものについては、改正事業年度開始の日に行われたものとみなして繰延ヘッジ処理の規定を適用することとされています（改正事業年度開始の日においてヘッジ対象資産等がある場合に限ります。）。

(2) 時価ヘッジ処理

売買目的外有価証券の価額の変動（期末時換算法により円換算を行う償還期限及び償還金額の定めのある有価証券の価額の変動のうち為替相場の変動に基因するものを除きます。）により生ずるおそれのある損失の額を減少させるためにデリバティブ取引等を行った場合（デリバティブ取引等を行った日に、ヘッジ目的で行った旨及びヘッジ対象の売買目的外有価証券を時価評価する旨並びに売買目的外有価証券及びデリバティブ取引等の明細等を帳簿書類に記載した場合に限ります。）において、事業年度終了の時までの間にヘッジ対象である売買目的外有価証券の譲渡がなく、かつ、ヘッジとして有効であると認められるときは、その売買目的外有価証券の時価と帳簿価額との差額のうちデリバティブ取引等の利益額又は損失額に対応する部分の金額は、損金の額又は益金の額に算入することとされました。

(注) 1 「売買目的外有価証券及びデリバティブ取引等の明細等」とは、ヘッジ対象である売買目的外有価証券及びヘッジ手段であるデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ期間その他参考となるべき事項をいい、ここでの「帳簿書類」とは、売買目的外有価証券の取得に関する帳簿書類又はデリバティブ取引等の契約の締結等に関する帳簿書類をいいます。

2 「ヘッジとして有効である」とは、有効性判定における有効性割合がおおむね百分の八十から百分の百二十五までとなっている場合をいいます。この場合の有効性判定及び有効性割合の計算は、期末時及びデリバティブ取引等の決済時に、デリバティブ取引等の利益額又は損失額と売買目的外有価証券の価額の変動額とを比較して行うこととされています。

3 「売買目的外有価証券の時価と帳簿価額との差額のうちデリバティブ取引等の利益額又は損失額に対応する部分の金額」とは、期末時又はデリバティブ取引等の決済時の有効性判定における有効性割合がおおむね百分の八十から百分の百二十五までとなっている場合には、その有効性判定における売買目的外有価証券の価額の変動額をいいます。また、その有効性割合がおおむね百分の八十から百分の百二十五までの範囲内となっていない場合には、有効性割合がその範囲内であった直近の有効性判定における売買目的外有価証券の価額の変動額をいいます。

4 時価ヘッジ目的のデリバティブ取引等で改正事業年度開始の時に未決済のものについては、改正事業年度開始の日に行われたものとみなして時価ヘッジ処理の規定を適用することとされています（改正事業年度開始の日においてヘッジ対象である売買目的外有価証券がある場合に限ります。）。

6 外貨建資産等の換算に関する規定の整備が行われました。

(1) 長期外貨建債権債務について期末時換算法を適用できることとする等の換算規定の整備及び外貨建有価証券等

の換算規定の法令化が行われ、期末に有する外貨建資産等は、次の区分に応じそれぞれ次の方法により円換算することになりました。この場合、期末時換算法により換算した金額と帳簿価額との差額は、洗替方式により益金の額又は損金の額に算入することとされました。

(注) 期末の換算方法を選択できる外貨建資産等の取得等の基因となる外貨建取引を行った場合には、その取引日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（仮決算による中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、よるべき期末換算の方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出ることとされています。なお、改正事業年度開始の時に有する外貨建資産等については、改正事業年度開始の日にその外貨建資産等の取得等の基因となった外貨建取引を行ったものとしてこの届出に関する規定が適用されます。

外貨建資産等の区分		従前の取扱い	改正後	
外貨建 債権債務	短期外貨建債権債務	取得時換算法又は期末時換算法()	発生時換算法又は期末時換算法()	
	上記以外のもの	取得時換算法	発生時換算法()又は期末時換算法	
外貨建 有価証券	売買目的有価証券	取得時換算法	期末時換算法	
	売買目的 外有価証 券		償還期限 及び償還 金額の定め のあるもの	発生時換算法()又は期末時換算法
	上記以外 のもの		発生時換算法	
外貨預金	短期外貨預金	期末時換算法	発生時換算法又は期末時換算法()	
	上記以外のもの	取得時換算法	発生時換算法()又は期末時換算法	
外国通貨		期末時換算法	期末時換算法	

- (注) 1 換算方法の選定に関する届出がない場合には、()を付した方法により換算することになります。
 2 「発生時換算法」とは、外貨建資産等の取得等の基因となった外貨建取引の金額の円換算に用いた為替相場により換算した金額をもって期末の円換算額とする方法をいい、「期末時換算法」とは、期末における為替相場により換算した金額をもって期末の円換算額とする方法をいいます。
 3 「短期外貨建債権債務」とは、支払又は受取の期日とその事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来するものをいい、「短期外貨預金」とは、満期日とその事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。

(2) 先物外国為替契約等により外貨建資産等の金額の円換算額を確定させた場合（その先物外国為替契約等の締結の日、円換算額を確定させた旨及び先物外国為替契約等の明細等を帳簿書類に記載した場合に限ります。）には、その外貨建資産等を先物外国為替契約等の為替相場により円換算するとともに、為替予約差額（その円換算額と取引時の為替相場により換算した金額との差額をいいます。）は、外貨建資産等の決済日の属する事業年度までの各事業年度に配分し、益金の額又は損金の額に算入します。ただし、その外貨建資産等が短期外貨建資産等に該当する場合には、為替予約差額を一括計上することができます。

- (注) 1 「先物外国為替契約等」とは、前記4(1)の(注)2の先物外国為替契約等をいいます。
 2 「円換算額を確定させた旨及び先物外国為替契約等の明細等を帳簿書類に記載した場合」とは、円換算額を確定させた旨及び先物外国為替契約等の契約金額、締結日、履行日その他参考となるべき事項を外貨建資産等の取得等に関する帳簿書類に記載した場合又は円換算額を確定させた旨及び外貨建資産等の取得等の基因となる外貨建取引の種類、金額その他参考となるべき事項を先物外国為替契約等の締結等に関する帳簿書類に記載した場合をいいます。
 3 外貨建資産等の円換算額を確定させるために行われた先物外国為替契約等で、改正事業年度開始の日において未決済のものは、改正事業年度開始の日において締結したものとみなされます（改正事業年度開始の日以後に外貨建資産等の取得等の基因となる外貨建取引が行われる場合に限ります。）。
 4 為替予約差額の一括計上を選択する場合には、選択しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（仮決算による中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに書面により納税地の所轄税務署長に届け出ることとされています。